

毎月11日は

防災を**考**える日

問 危機管理課 防災安全係 ☎ 22-3402



11月5日は「津波防災の日・世界津波の日」です

■ 東日本大震災を教訓として、「津波対策の推進に関する法律（2011年6月）」が制定され、11月5日が「津波防災の日」として制定されました。この日は、安政元年11月5日の安政南海地震（M8.4）で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人々を高台に避難させて命を救った逸話（稲むらの火）にちなんで定められました。

また、2015年12月の国連総会で、11月5日が「世界津波の日」として制定されました。

■ 気象庁では、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、津波警報等を、津波予報区単位で発表しています。震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。

■ 防災基礎クイズ

Q 津波が発生する時は、必ず引き波から始まる ○か×か？

毎月11日は「防災を考える日」です。震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

